

平成 27 年 5 月 8 日

会 員 各 位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会
調 査 研 究 委 員 会
委員長 北 條 誠 一 郎
(職 印 省 略)

マンション敷地売却制度におけるマンション 建替等専門家相談体制について（お知らせ）

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「マンション建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律」が平成 26 年 12 月 24 日に施行されました。この改正点の大きな内容としては、地震に対して安全性が確保されていないマンションの建替等の円滑化を図るために、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度（マンション敷地売却制度）の創設が挙げられます。

同制度創設に伴い、国土交通省は日本弁護士連合会と連携し、専門家による相談体制（以下「マンション建替等専門家相談体制」という。）の整備を図るべく検討が進められている中で、国土交通省から本会に対し、不動産の価額に関する評価等の知識や実務に精通する専門家の協力が必要であるとの認識から、マンション建替等専門家相談体制への参加、協力依頼があったものです（国から本会あて通知「弁護士会におけるマンション建替等専門家相談体制の整備について（依頼）」【平成 27 年 2 月 25 日・国住マ第 79 号】）。

この件に関し、国土交通省から本会に対して、マンション建替等専門家相談体制において適切に業務を行える者（相談員）の育成及び当該相談員のリスト作成等も併せて要請されていることから、本会では、本年 6 月から実施する「マンション敷地売却制度に関する研修」の受講（単位取得）を、マンション建替等専門家相談体制への参加申請条件としたうえで、当該研修の受講者から、同相談体制（業務）への参加希望者を募ることとしたものです。

つきましては、マンション建替等専門家相談体制において相談業務を行うことを希望される方は、本年 6 月から、本会において実施する「マンション敷地売却制度に関する研修」を受講いただくと共に、必要に応じて、本会へ相談員リストに係る登録申請を行われますようお願い申し上げます。

なお、相談員リストへの登録申請方法については、後日、本会ホームページにおいて、ご案内申しあげる予定であること、「マンション敷地売却制度に関する研修」は、本年 6 月に実施する集合研修及び 7 月以降に配信する e ラーニングの 2 つの受講方法があること、相談員リストへの登録申請に関しては、ご案内後、順次申請を受け付け、原則として、参加希望者は全てリストに登録することについて予めお知らせいたします。

敬具